

危機関連保証のご案内

1 制度概要

内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため、我が国の中小企業について著しい信用の収縮が全国的に生じていることが確認でき、国として危機関連保証を実施する必要があると認める場合に、信用保証協会が通常の保証限度額及びセーフティネット保証の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度です。

2 対象中小企業者

以下の2つを満たすこと。

- ・金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としている。
- ・新型コロナウイルス感染症に起因し、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる。

3 申請期間

令和3年1月31日まで

※指定期間内に融資実行まで行う必要があります。

4 必要書類一覧

必要書類	法人	個人	チェック ✓
認定申請書2通（実印を押したもの）	○	○	
直近1年分の決算書及び申告書の写し	○		
直近1年分の確定申告書及び青色申告決算書の写し		○	
登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※コピー可（但し発行後3か月以内のもの）	○		
各月の売上高がわかる書類（試算表や売上台帳の写し、または市指定の試算表） ※書類には、事業所名、代表者名、実印を押すこと。	○	○	
委任状（代理申請の場合のみ、様式自由）	○	○	

5 留意事項

- ・認定申請書には、売上高等の減少理由が大臣の指定した信用の収縮（新型コロナウイルス感染症）の影響によるものであることを具体的に記述することが必要です。
- ・認定後に認定内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効となる場合があります。
- ・認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による審査があります。
- ・認定書の有効期限は発行日を含め30日です。

6 申請先・問合せ

加須市役所	産業雇用課 加須市三俣 2-1-1	TEL 0480-62-1111 (内線 252)
騎西総合支所	地域振興課 加須市騎西 36-1	TEL 0480-73-1111
北川辺総合支所	地域振興課 加須市麦倉 1481-1	TEL 0280-61-1205
大利根総合支所	地域振興課 加須市北下新井 1679-1	TEL 0480-72-1319